

研究開発専門部会の設置について

平成13年7月3日

原子力委員会決定

1. 目的

原子力分野における研究開発は、将来のエネルギーシステムに選択肢を与えるものであり、また、様々な分野の科学技術の発展を支える手段として、人類の知的フロンティアを開拓し、新産業の創出等に貢献するものである。

したがって、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）に沿って、原子力分野における研究開発を推進するための方策について調査審議を行うため、「研究開発専門部会」を設置する。

また、本専門部会において、原子力試験研究費の配分の基本方針の決定や、研究課題の評価等に必要な調査審議を行い、研究開発活動の効率化及び活性化を促進する。

2. 調査審議事項

- (1) 革新炉（高速増殖炉を含む）に関する事項
- (2) 加速器に関する事項
- (3) 原子力試験研究費に関する事項
- (4) その他

3. 構成

別途定めることとする。